

美祢市総合計画審議会会議運営について（案）

1 会議の公開について

- (1) 原則として公開するものとし、会長が必要と認める場合には、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。
- (2) 議事の内容については、市報や市のホームページなどを活用し公開するものとする。

2 会議の傍聴について

- (1) 会議の傍聴については、原則として自由とする。
- (2) 傍聴希望者多数の場合には、人数を制限することができる。
- (3) 傍聴希望者は、受付簿へ住所、氏名を記入し、傍聴席で傍聴を行う。
- (4) 傍聴者には、委員と同様の資料を配付するものとする。
- (5) 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。但し、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りでない。
- (6) 傍聴者の発言は認めないものとする。
- (7) 傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制し、従わない場合は退場させるものとする。

3 その他

- (1) その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議し決定するものとする。
- (2) 第1回会議において会長が決定されるまでの間の判断は市事務局が行う。